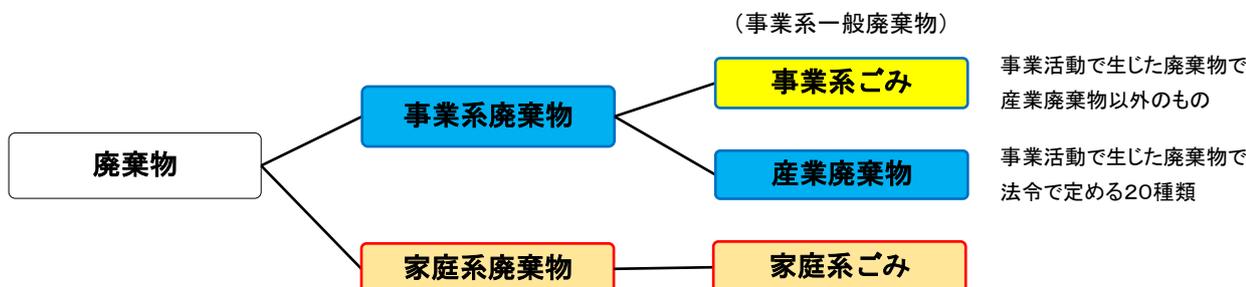


事業系ごみは地区の集積所にはだせません！

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)とは？

店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけではなく病院・学校・社会福祉施設・官公署など、広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動に伴って発生するすべての一般ごみ(法令で定める産業廃棄物を除く)をいいます。



産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱家畜のふん尿 ⑲家畜の死体
⑳上記①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

事業系に該当するごみ

- 卸・小売業から出る野菜くず、魚介類など
- 飲食店、従業員食堂から出る残飯など
- 事務所・店舗から出る事務用紙、段ボール、カン、ビンなど

ごみ処理は事業者にあります！

事業活動から発生したごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」において、そのごみを排出した事業者が処理責任を負うと定めています。

また、「龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例(第5条)」においても、事業者自らが処理しなければならないと定めています。

各地域にあるごみ集積所は家庭のごみを出す場所なので、事業系のごみは出してはいけません。

ごみの不法投棄は犯罪です！

ごみをみだりに投棄すると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条)」の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万以下(法人の場合は1億円以下)の罰金又は併科に処せられます。

- 事業系ごみは家庭系ごみ集積所には出せません。
- 事業系ごみは、処理施設への自己搬入、許可業者に依頼するなどして適正に処理してください。